★小学校「すまいるルーム」ご利用相談の流れ

1

教育委員会（支援教育担当）への申し込み

・在籍学級担任等へ利用の相談を行った上で、保護者の方が電子申請または電話で相談の申し込みをしてください。

↓

2

就学相談書類の送付

・教育委員会より、就学相談の書類を郵送します。必要事項をご記入の上、速やかに返送してください。
・相談書類が到着後、面談日・場所等の調整の連絡をします。（混雑状況により、面談の調整までしばらくお待ちいただく場合があります。）

↓

3①

教育相談室での面談

・教育相談室の心理の相談員が、お子さんの状況を客観的に把握するための発達検査の実施や様子を見ます。

3②

在籍小学校での検討

・在籍の小学校において、在籍学級担任や巡回指導教員等が、お子さんの学校での様子を踏まえ、校内委員会で支援策等を検討します。

↓

4

「特別支援教室」利用支援委員会

・教育相談室や在籍校でのお子さんの様子をもとに、教育相談室の心理の相談員、在籍校の教諭等の意見と検討を加え、「すまいるルーム」の活用に関する意見をまとめます。
※「すまいるルーム」の利用が適当であるとの判断になった場合のみ利用することができます。（「すまいるルーム」の利用決定以外の結果が出る場合もありますので、ご了承ください。）

↓

5

保護者への連絡・相談

・「特別支援教室」利用支援委員会でまとまった意見等を郵送またはお電話でお伝えします。
※「すまいるルーム」の利用決定以外の結果が出た場合は、支援内容について必要に応じて継続して相談を行うこともあります。

←電子申請はこちらから。

お問い合わせ

●「すまいるルーム」の制度や利用に関する相談について
世田谷区教育委員会事務局支援教育課支援教育担当
電話 6453-1514
●教育内容・方法について
世田谷区教育委員会事務局　支援教育課　指導主事
電話 6453-1801